

③ 他産業の事例

1. 林業労働者の定着に向けて

- 平成17年末に労働政策審議会から厚生労働大臣に「今後の職業能力開発施策の在り方について」が報告され、これを踏まえ、平成18年7月に第8次職業能力開発基本計画が策定され「職業キャリア形成支援政策」が推進されている。
- 中小企業、建設業及び介護分野においても、基本指針等でキャリア形成支援が盛り込まれている。
- 他産業については業界団体が実施する認定職業訓練を受講させる等により、労働者のキャリア形成を支援している。

他産業におけるキャリア形成支援

	全産業	中小企業	建設業	介護分野
法律名	職業能力開発促進法	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	建設労働者の雇用の改善等に関する法律	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律
基本計画等	職業能力開発基本計画（第5条） ○ 厚生労働大臣が策定 ○ これまでに7回改訂（H18.7が最新） ○ 「第1部 総説」において、職業能力を高めるためには、単に職業訓練を実施するだけでなく、職業キャリアの円滑な形成を支援する政策が必要な旨を記載 ○ 「第4部 職業能力開発の基本的施策」において、働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援として、①企業における職業キャリア形成支援に加え、②企業の枠を超えた職業キャリアの再構築等への支援について記載	基本指針（法第3条） ○ 厚生労働大臣と経済産業大臣が策定 ○ 平成10年に策定してから、これまでに3回改訂（H18.9が最新） ○ 「第2の6 教育訓練の充実」において、高度人材の育成に資する能力開発、新分野進出等に必要な能力開発、青少年の育成に資する実践的な能力開発、熟練技能等の習得に資する能力開発の重要性やこれらに対する支援の必要性について記載 ○ 「第2の7 その他の雇用管理の改善」において、労働者にとって魅力ある職場づくりのため、雇用管理の改善、仕事のやりがいを高める職業生活の将来設計モデルの明確化等の必要性について記載	建設雇用改善計画（法第3条） ○ 厚生労働大臣が策定 ○ 昭和51年に策定してから、これまでに6回改訂（H17.9が最新） ○ 「Ⅲ2 職業能力開発の推進」において、事業主等の行う職業能力開発の促進や熟練技能の維持・継承及び活用について記載 ○ 「Ⅲ3 若年労働者等の確保及び建設業に対する理解の促進」において、建設労働者のキャリアルートの方針の策定や建設業人材育成モデルの普及促進等を積極的に進め、これらの取組を実施する建設事業主団体に対する支援について記載	介護雇用管理改善等計画 ○ 厚生労働大臣が策定 ○ 平成12年に策定してから、これまでに3回改訂（H21.8が最新） ○ 「第4の2 介護労働者の能力の開発及び向上」において、介護に携わる人材の専門性の向上やキャリア形成を支援する観点から、効率的かつ効果的に介護労働者の能力開発や教育訓練機関の積極的な活用により、介護分野における人材需要に対応した能力開発対策を推進する旨を記載